

# 免税物品を購入する 一時帰国者の方へ

## 1. 免税購入する物品は、**購入者自身が確実に国外に持ち出さなければいけません。**

- 免税物品は、**お土産品等として国外に持ち帰る目的で購入する方のみ**購入することができます。
  - 事業用又は販売用のほか**転売目的**やSNS等で依頼を受けて第三者のために免税物品を**購入することはできません。**
2. 国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することについて、**戸籍の附票の写し又は在留証明**であって、最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものを**免税店に提示する必要があります。**
- 戸籍の附票の写し又は在留証明の**作成時点において**、「国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有すること」が戸籍の附票の写し又は在留証明によって確認する必要があります。
  - 在留証明には、電磁的記録で提供されるもの（いわゆるe-証明書）やe-証明書を紙に印刷したものを含みます。

空港又は海港

## 3. 出国時に税関に**パスポートと購入物品を提示してください。**



パスポート

提示



パスポートリーダ等

スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、**航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。**

### 税関において免税物品を所持しているかどうかを検査

※免税購入した物品が多量の場合、税関の検査には時間がかかります。時間に余裕をもって航空機又は船舶への搭乗手続を行ってください。

## 4. 出国時に免税物品を**所持していなかった場合には、税関において消費税が徴収されます。**

- 出国前に譲渡又は消費した場合は**消費税が徴収**されます。
- 免税購入した物品を出国前に譲渡した場合には罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）があります。
- ※ 出国する際に税関に輸出を証する書類を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い（いわゆる**別送の取扱い**）は、**2025年3月31日をもって廃止**されました（同日までに購入した商品であれば、同年4月1日以降に別送した場合であっても、原則「別送の取扱い」の適用を受けることができます。）。

- 免税購入の際に免税店で免税販売の対象者であることを確認します。
- 免税で物品を購入後、免税購入対象者でなくなる場合（入国後6か月経過した時など）には、免税購入対象者でなくなる時の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長から消費税が徴収されます。この場合、税務署長にパスポート等を提示してください。
- **戸籍の附票の写しには「本籍地の地番」が、在留証明には「住所（又は居所）を定めた年月日」及び「本籍地の地番」が記載されたものが必要となります。**在留証明申請に必要な書類については証明を受けようとする在公館にお問い合わせください。
- ※ 在留証明の「住所を定めた年月日」の記載に当たっては、居住を開始した日が立証できる書類を、また本籍地（地番まで）の記載に当たっては、戸籍謄抄本の写しなどの資料をそれぞれ在外公館に提示する必要があります。
- このリーフレットは国税庁ホームページよりダウンロードできます。

